

21けんり春闘発足総会

日時：2021年11月27日(金)午後6時30分～8時30分

会場：全水道会館 4階大会議室

《プログラム》

(第一部発足総会)

- 18:30 開会あいさつ 司会 松谷哲治 (全日本港湾労働組合書記次長)
共同代表挨拶 渡邊 洋 (全労協議長)
- 18:40 議案提起 中岡基明 (事務局長)
質疑
採択

(第二部学習集会)

- 司会 中原純子 (全労協女性委員会代表幹事)
- 19:00 講演
在間秀和氏 (弁護士・大阪労働者弁護団)
「20条裁判・コロナ・そして労働の未来！」
- 20:00 質疑
- 20:10 参加労組 決意表明 (各5分)
官公労 (江森秀稔・東京清掃労働組合副委員長)
民間 (真島勝重・全日本港湾労働組合委員長)
郵政20条最高裁報告・第二次訴訟 (郵政産業労働者ユニオン)
- 20:30 閉会挨拶
団結ガンバロウ 共同代表 平賀雄二郎 (中小民間労組懇談会代表)

主催：21けんり春闘全国実行委員会

弁護士 在間 秀和（ざいま ひでかず）先生



- 1948年 広島県生まれ
- 1967年 大阪府立天王寺高校卒業
- 1973年 京都大学法学部卒業
- 1975年 弁護士登録(司法修習27期)

私は1975年に弁護士として一步を踏み出し、一般市民事件のほか、環境問題や、労働問題、人権問題、戦後補償問題等にも取り組んできました。もちろん、業務の中心は、市民の方々の身近な法律問題の解決に関わることです。社会的な問題としては、1995年頃から、在外被爆者に対する補償問題が大きなテーマとなっています。

また、日々生起する多くの労働問題にも引き続いて関わっています。振り返ってみますと、司法もそして行政も、本来の役割は“社会的弱者の救済”にあるのではないかと感じるようになりました。そして、弁護士の役割も“弱者救済”が原則であると思います。「弱肉強食」の世の中はとても人間的とは思えません。

これからも微力ながら様々な場面で、真理を追い求めて力を尽くしていきたいと思っています。

(在間秀和法律事務所ホームページより)

21けんり春闘方針（案）

8時間働けば生活できる賃金を！ 8時間働けば暮らせる社会を！
差別の根絶！ 全労働者に同一労働同一賃金を！
コロナを口実にした解雇・賃下げを許すな！

1) 21春闘を取り巻く情勢と基調について

① 8月28日、安倍前首相は病気を理由に突然政権を放りだし、代わり官房長官であった菅義偉氏が自民党総裁に選出され、9月16日、安倍政治の継承を掲げて菅内閣が発足した。この内閣は二階、麻生など5派閥が石破潰しを唯一の共同の意思として誕生させ、その影響下に政権を維持させることを目的にしている。党三役、内閣の中核を占める大臣構成、そして官邸官僚を安倍政権から引き継いだ安倍亜流内閣といえる。

同時に菅政権は下村博文、甘利明など安倍一族と改憲グループを党中央に再配置し、ブレーンには竹中平蔵、高橋洋一、地方銀行や中小企業の再編・統合を主張する北尾芳孝（SBIフォールディングス）、生産性を唯一の評価基準にするデービット・アトキンソン（小西美術工芸社、元金融アナリスト）などを招集し、新自由主義政策を更に推し進めようとしている。モリ・カケ・サクラ問題や、河井元法務大臣夫妻の選挙違反問題にも蓋をしようとしている。

② 菅首相が記者会見も行わず、一方的に「自助・共助・公助」を宣言し、発足後、最初に手がけたのは日本学術会議の任命拒否とコロナ感染症を制御することから経済活動の活性化へ転換させるGo toトラベル、Go toイートの推進である。そして安倍政権下で菅氏と恐怖人事を仕切った杉田官房副長官を使って日本学術会議の新委員任命を拒否し、文化・科学さえも政権の支配下に置くという菅政権の強権性を示している。Go toトラベル・GoToイートの強行はコロナ感染症の第3波、爆発的拡大という深刻な事態を招来させている。

また、菅内閣は脱炭素社会へ向け、温室ガス排出ゼロを2050年までに達成することを国際公約し、そのためには原発が必要と再稼働、新設へと舵を切ろうとしている。

③ 野党では立憲民主党が呼びかけた野党大合流を巡って国民民主党、社民党などは新たな分裂となり、150名規模で新・立憲民主党が誕生した。しかし、共産党を含めた政権交代を展望できる全野党共闘はいまだ確立されていない。

現衆議院議員の任期は2021年10月までであり、菅首相の自民党総裁も同じく9月で任期が終了する。2021年9月までには衆議院選挙が行われることになる。野党共闘の結末が待たれている。

④ コロナ感染症は第二波としてEUやアメリカに多数の死者と感染者をだす、深刻な被害をもたらしている。アメリカ大統領選挙におけるトランプ敗北にも大きく影響をもたらした。「アメリカ第一」を掲げて地球温暖化対策を定めたパリ協定やWHOなど様々な国際協調を図るための機関から脱退を繰り返してきたトランプ大統領は、米国内ばかりか国際的批判をうけ、11月大統領選挙において僅差で民主党候補バイデン氏に勝利をもたらした。バイデン次期大統領（2021年1月に就任）は黒人女性のカマラ・ハリス氏を副大統領に指名した。オバマ元大統領の路線を継承することを表明している。

⑤ 菅首相は経済活動の再活性化を進めるGo Toキャンペーンや2021オリンピック・パラリンピックのために入国制限を緩和しようとしている。コロナ感染症が更に拡大し、労

働者市民に深刻な影響を広げようとしている。2020年初頭以来、コロナ禍による経済活動の縮小は観光業、運輸業などでは深刻な打撃を受け、中小零細企業の倒産・廃業・失業が続いている。失業率は3%を超え、完全失業者は206万人となっている。有効求人倍率1.04倍（8月、正社員は0.78）に悪化している。第三波の感染拡大が直撃しているこの年末年始は更に厳しい事態が予想されている。コロナ禍を直接の契機とする失業者は7万人を超え、休業者は200万人を超えるといわれている。また、コロナ禍で経済悪化を理由にした賃金引き下げや一時金減額の動きが強まり、自治体労働者の期末手当0.05～0.10月減額や月例給を引き下げる動きも明らかになった。

2020年4月から施行された非正規公務員の会計年度任用職員への転換は期末手当の支給による処遇改善を謳い、一部自治体では月例給の引き下げを行った。しかし、今期末手当の減額は任用職員に大きな打撃を与えている。年度ごとの任用に限定するという制度が有する雇用不安もある。継続雇用を確実に保障させる闘いと処遇改善を確実に実行させる闘いが求められている。

⑥ 先進国で唯一実質賃金の下落が続いている日本の労働者は、コロナ禍で更に深刻な状況に直面している。20春闘にはコロナによる影響が出始め、賃上げは2%にも届かないままに終わった。3%余りの引き上げが行われてきた最低賃金は今年度、中央最賃審議会からの目安がゼロとなり、地方審議会によって1～3円という雀の涙ほどの引き上にとどまる結果となった。

※民間給与実態調査・国税庁（2019年）平均給与 436万円と7年ぶりに減少（-1%）

正社員・ ・ 男性 540万円（1%減） 女性 296万円（0.8%増）

非正規 平均175万円（2.5%減）

男性 226万円4.4%減 女性152万円（1.2%減）

※20年夏期手当、年末一時金の減額・ ・ コロナによる一層の経営悪化

ANA、JALなど 夏・冬一時金減額やゼロ支給、基本給の引き下げ、

希望退職募集

※トヨタ自動車 基本給の全額査定方式へ転換と労使の合意が公表されている。

<20春闘賃上げ状況>

連合 5,506円1.9% 中小 4,464円 1.81%

経団連 7,096円2.43%

最低賃金 中賃目安0円、地方審議会1～3円引き上げ（40県／47都道府県）

全国平均 902円（+1円）に 東京1013円据え置き

⑦ 非正規労働者の差別賃金を巡る労働契約法20条裁判の最高裁判決

10月13日、15日と最高裁は非正規雇用労働者の均等待遇を求める労契法20条に5件の判決を下した。10月13日、メトロコマース事件では東京高裁は不十分ながらも差別を不合理とし、40%以下の退職金支給は違法とした判決に対して、不支給そのものを容認する不当な判決を行った。また大阪医科薬科大のアルバイト労働者が請求した賞与支給の要求について大阪高裁は60%を下回することは不合理とし、一部であれ支払いを命令した判決を翻し、賞与の不支給を不合理ではないという同様の判決を下した。一方、15日には郵政非正規労働者による3件の20条裁判では、手当や休暇制度について不支給を不合理とする勝利判決を下した。

この最高裁の判決はいくつかの手当については、非正規差別の存在を「不合理」と判断しながら、根本的な差別である基本給や賞与、退職金については差別とその不合理性を一定認めながら、両高等裁判所が差別に言及し、支給率等の均衡待遇を図ろうと判断を示したことを真つ向から覆

し、既に同一労働同一賃金を求める社会的な要請に逆行するものであり、到底許容できるものではない。

郵政判決で認められた手当や休暇、福利厚生については更にその対象を広げ、全ての非正規労働者の権利として定着を図るために闘いを強化しなければならない。

⑧ 医療や介護、水、清掃などのライフライン、日常の市民生活を支えるために不可欠な食料、流通などに従事する労働者の中には多くの低賃金で不安定雇用の非正規労働者によって担われていることが社会的に明らかとなった。こうしたコロナ禍で鮮明になったキーワーカー（エッセンシャルワーカー）、公務公共サービスに関わる労働者の処遇改善は重要な課題となっている。

また、コロナ禍で技能実習生・移住労働者、留学生など日本社会にとって不可欠な労働を担っている外国人労働者がコロナ禍によって入国も帰国もできない状況となっている。極めて深刻な状況のままに放置されている。奴隷的労働と国際的に非難の的となっている人権を無視した働かせ方や入管行政の実態について早急に改善を闘わなければならない課題である。

⑨ 21春闘は新型コロナウイルス感染症第3波による感染拡大という厳しい状況下で闘われることになる。コロナ禍を口実にした人減らし解雇や、賃金の引き下げが横行し、あるいは働き方改革と称してIT化・デジタル化を一気に進めることも予想されている。労働時間は無視され、その成果の有無によって賃金格差を広げる動向も露わになっている。テレワークは新しい未来の働き方と幻想を駆り立てられ、成果を得るために文字通り身を粉にして働かせようとしている。あるいは個人事業主と持ち上げて使用者責任を取らずに労働者を使い捨にする動きも進められようとしている。生産性の高低を唯一の尺度として非正規は無価値で低賃金が当然とする社会にさせてはならない。

春闘は正規-非正規労働者、官-民労働者、外国人労働者の連帯と共闘によって闘われる。労働者の生活が豊かになり、健康で安全・安心して働ける職場環境こそ獲得されなければならない。残念ながら私たちの生活と権利はかつてなく厳しさに直面している。労働組合の責務は改めて確認するまでもなく、生活と権利、市民生活を豊かにすることである。春闘は賃金を引き上げを実現するとともに、健康で働き、平和で安心して生活できるための社会的課題を達成するために闘わなければならない。

3月には東日本大震災による東京電力福島第一原発の事故から10年となる。しかし、政府は原発再稼働を進めようとしている。また、沖縄の人々の「基地はいらない」という願いを一顧だにすることなく辺野古新基地の建設を強行している。安倍政権から菅政権へと変わったものの、権力の私物化と国会軽視は続き、憲法改悪への策動も止めようとしな。決して許すことはできない。2020年には衆議院選挙が必ず実施される。国政を労働者市民の手に取り戻すときでもある。

2) 私たちの闘いの目標と要求

「8時間働けば生活できる賃金を！」 「8時間働けば暮らせる社会を！」

「差別を根絶へ！ 全労働者に同一労働同一賃金を！」

「コロナを口実にした解雇、賃下げを許すな！」

「全ての労働者に仕事を保障せよ！ 生活できる失業給付と給付期間延長を！」

・ 中小、地方企業の充実した経営支援策の策定を！

- ・非正規、中小労働者と連携して最賃引き上げと地域への波及
- ・リモートワークについての私たちの要求
労働時間管理厳守、諸費用の精算、セキュリティの保護
- ・長時間労働阻止へ向けた要員増要求
36協定の見直しと従業員代表への挑戦、勤務間インターバルの11時間厳守
- ・ハラスメント撲滅、労働安全衛生活動の強化！
- ・最低賃金引き上げ運動と職場の最賃確保
*公契約条例の制定と単価引き上げ・・・各地で行政交渉を強化しよう。
- ・全ての職場で要求を提出（20条判例を非正規労働者の権利に拡大しよう）
基本給、賞与、退職金の差別解消要求へ
※業界団体（ファーストフード、コンビニ等全国チェーン）への申し入れ、交渉
- ・外国人労働者・移住労働者に労働基本権と安心して生活できる環境を！
基本的人権を保障する入管法と労働基本権の確立を！
- ・公務・公共サービスを労働者市民の手に取り戻そう！
公務・公共サービス労働者、非常勤公務員の雇用保障と処遇改善
会計年度任用職員の処遇改善……均等待遇の要求・・・官民連帯運動
公契約条例の制定、入札制度の改善による地域最賃の大幅引き上げ
行政交渉・・・公共サービス関連予算、入札などに関する申し入れ
- ◎地球温暖化防止対策への連携とSDGs運動の継続的取り組み
- ◎改憲阻止と沖縄辺野古新基地建設阻止の闘い
総がかり運動、沖縄辺野古新基地建設阻止闘争、連帯の強化
- ◎原発再稼働阻止！ 福島原発事故10年！（コロナ禍で大集会が困難な状況）
3.11東日本大震災 10年、 さようなら原発集会 日比谷集会？
- ◎全日建運輸連帯労組関ナマ支部への弾圧を許さない闘い

<闘い方>

「8時間働けば暮らせる社会を！」

「同一労働同一賃金の実現！ 全ての差別を撤廃せよ！」

「どこでも誰でも時給1,500円、月額25万円以上の賃金保障を！」

〃 月給25万円の賃金保障を重視

- ・職場で闘い、大幅賃上げの実現をめざす。

職場で非正規労働者の賃上げ獲得、企業内最賃の策定要求と引き上げ

- ・非正規労働者の諸権利拡大！ 20条判決を全ての職場へ拡大させよう！
- ・スト権を確立し、ストライキを背景に要求実現へ
- ・「全ての公務労働者に団結権と争議権を！」労働三権を！

コロナ全国労働相談、相談体制の強化を

※全国コロナ労働相談の実施

年末年始、2～3月 雇用契約更改時期

春期・全国キャラバンキャンペーン （実行委員会の準備を進める・・・）

非正規春闘・・・非正規労働者の均等待遇要求、最賃キャンペーンと合流！

コロナ解雇阻止と失業対策事業の要請・・・自治体要請

地方自治体要請・・・しごと作り、自営業等への補助（失業対策事業の創出）

地方議員との連携、行政、労働局へ申し入れ行動の強化

コミュニティ・ユニオン、フォーラム系労組、独立労組との連携
地方連合、地区労などの協力関係の発展・・・具体的大衆行動の準備
☆社会課題としての労働組合の役割
性別、雇用形態、国籍、人種による差別を許さない！
反貧困運動……生活保護と社会保障
子ども・高齢者・障がい者運動との連携
9条改憲阻止、脱原発社会の実現、沖縄辺野古新基地建設阻止！

2) 組織・体制・財政について

基本的に20けんり春闘の体制を継承する。

◎名称 「21けんり春闘全国実行委員会」とする。

◎体制

参加労組は全て幹事組合をお願いし、その中から代表幹事組合をお願いする。
大胆に参加労組を拡大するためオルグを強める。

(純中立民間労組や区職労、公務公共サービス関連労組などへ)

幹事組合……全労協／都労連／東水労／国労／電検労／全港湾／全造船関東地協労組／全日建連帯／東京清掃労組／全統一／全国一般全国協／中小ネット／郵政ユニオン／電通労組／N関労／ネットワークユニオン東京／東京全労協……………

代表幹事組合・・・全労協／全港湾／全造船関東地協労組／民間中小労組懇談会
大阪ユニオンネット

共同代表を代表幹事組合の代表者をお願いしたい。(現行のまま)

代表幹事組合	代表者	渡邊 洋 (全労協議長)
		真島勝重 (全港湾中央執行委員長)
		宇佐見雄三 (全造船関東地協労組)
		平賀雄二郎 (民間中小労組懇談会代表)
		垣沼陽輔 (大阪ユニオンネット)
事務局長		中岡基明 (全労協事務局長)

事務局は全労協に置く

〒 105-0004 東京都港区新橋4丁目21番の7
つるや加藤ビル 4階B

事務局体制について

全労協／全港湾／中小ネット／全造船関東地協／全国協・東京3労組
／全統一労組／東京全労協を基本構成とし、

事務局会議は常にオープンにし、参加労組の出席は自由とする。

実行委員会・・・参加労組・組織で構成し、方針を決定する。

◎財政

※掛かった経費を各労組・組織の組織事情を勘案して各労組で分担金を徴収。

3) 闘いのスケジュール (未確定分も)

年内の行動

- 10～11月 公務職場確定闘争、
民間一時金闘争
- 11月25日 東部けんり総行動
- 12月9日(水) JAL解雇10年 大宣伝行動 (国交省⇒新橋SL広場)

1月行動 通常国会開会 (1月 日～) 解散総選挙へ?

2月行動 東京けんり総行動・・・2月19日(金)
◎全ての争議勝利、日本経団連要請・抗議行動

3月行動 賃上げー(スト)、脱原発闘争、沖縄闘争
◎外国人労働者のためのけんり総行動(マーチインマーチ)
3月 日()未定
◎外国人労働者の権利のためのキャンペーン

※ 大手組合回答日・・・・・・・・・・2021年3月10日(水)?

4月行動

◎ 中央総決起集会・デモ (未定)

◎春の全国キャラバン

社会的課題

- ◎ 総がかり行動・19日行動
 - 12月1日(火) 18:30～ 12・1国会議員会館前緊急行動
いのちを守れ! 安倍前首相国会喚問! 学術会議任命拒否撤回!
改憲手続法強行採決反対!
 - 12月19日(土) 14:00～ 衆議院第二議員会館前
- ◎ さようなら原発1000万人アクション
 - 3月21日(日) 福島集会
 - 3月13日(土) or 14日(日) 日比谷公園・野外音楽堂
- ◎ 第92回メーデー (5月1日)
- ◎ 憲法集会
 - 5月3日 (会場未定)

以上